

認定特定非営利活動法人自然再生センター

理事の職務権限規程

(目的)

第1条 この規程は、認定特定非営利活動法人自然再生センター（以下「法人」という。）の理事の職務権限を定め、認定特定非営利活動法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の遵守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

(理事)

第3条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を遂行する。

(理事長)

第4条 理事長の職務権限は法令及び定款で定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) この法人を代表し、その業務を総理する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。

(副理事長)

第5条 副理事長の職務権限は次のとおりとする。

理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長がかけたときは、理事長があらかじめ指名した順序で、その職務を代行する。

(専務理事)

第6条 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、業務を統括する。

(理事)

第7条 理事は、理事会を構成し、定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

(細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

付則

この規程は、令和3年10月22日から施行する。